

県立病院法人化委員会(第1回)の概要

平成21年10月27日 9時～11時

県庁共用第5会議室

出席委員 7名(欠席1名)

事務局から資料1～5に基づき説明

委員の主な意見

「法人の種別(一般・特定)(資料5-1)」について

法人の種別については、流れとしては一般独法のようにあり、特定独法との比較を見た際に、特に給与、職員の身分については、地方独立行政法人を採用するに当たっての本来の目的である自主性という意味から言っても、特定独法よりも一般独法の方が自由度が高く、人件費にしても業績に応じた対応ができる、対応がしやすいということで、一般独法が妥当だと考えている。

法人化する場合に、最も気に掛かる、最も進めたいところが人事評価と勤務形態である。勤務形態について、地域医療への貢献という観点から、当院にはアレルギーの専門医などもいるが、山陰には専門医がおらず、当院から派遣しているところであるが、現時点では非常に制約が多い。勤務時間帯の見直しや、頑張った人が報われるといった人事評価制度については、一般独法の方が自由度があると考えている。

病院の管理者の立場からは、一般独法の方が経営の自由度も高まり、今後の発展性も期待できると考えているが、県職員であることに誇りを持って働いている看護スタッフ等が、独法化するに当たり、公務員でなくなることに抵抗感はあると思う。独法への移行に当たり、いかにスムーズに職員も士気を低下させることなく、前向きに受け止めてもらうために、どのように説明するかという点について苦慮している。

国の動向もしっかり把握した上で、問題点を精査し、検討を進めて頂きたい。

「法人の範囲について(資料5-2)」

1法人で県立2病院を統括する形態が望ましいと考える。経営面について、経営の良い病院と悪い病院がでてきた場合、統括して運営する形態であれば、相互に支援することが可能であろうし、2病院を1法人が統括する形態でも、各病院の特性を活かした運営は可能であると考えている。

病院のあり方も考えた上で、2病院1法人が望ましいと考えている。現在、薬剤師については2病院で人事交流を行っているが、専門職種については相互に人事交流を行うことで連携を図ることが有効であるということを実感している。医師についても両病院で人事交流を行なっているところであり、有意義なものと考えているので、ぜひ2病院1法人の形態が望ましい。

2病院1法人の方が妥当であろうと考えている。独法化について経営の効率化ということを持ち上げるならば1法人しか選択肢はないだろう。しかしながら、独法化の目的、メリットは経営の効率化、経営の改善だけではないと思うので、両病院の持つ特性が、より発揮しやすい形での形態が望ましいのではないかと考えている。

2病院1法人が望ましいと考えている。民間企業もこのような形態を導入しているところであるし、相応のメリットがあるものと思う。人事交流が複数の病院でスムーズにいくのかどうか、これが上手くいくのであれば、2病院1法人が望ましいのではないかと考えている。

経営面を考えても、2病院1法人により運営する方が望ましいが、役員を含めた法人の組織体制については十分配慮すべき。

「法人における職員承継のあり方について(資料5 - 3)」

検討の方向としては、資料にある方法以外あり得ないと考える。

事務職のプロパー化については、それによるメリット・デメリットがやはり存在する。専門化することのメリットがある反面で、若年職員が採用後、退職まで同じ職場で勤務し続けることの是非などにも留意する必要がある。

病院を管理する立場では、法人化後、どの程度の期間、県から事務職員の派遣を受けられることができるのか、という不安がある。事務職員について、移行時には県からの派遣が妥当と考えているが、プロパー化を進めるにあたっては、段階的に実施するために必要な期間や、プロパー職員と県派遣職員との比率を総合的に勘案する必要がある。

看護職員について、看護学校との人材交流は、法人化後も継続して行う必要があると考えている。精神保健福祉士は精神科病院にとって重要なポストであるが、この職種については、従来どおり県の保健所との人材交流を行うことが、当院が公的な精神科医療を果たすためには必要ではないかと考えている。

作業療法士についても、県の身体障害者福祉施設との交流は必要と考えている。

事務職員については、他の委員の意見にもあったように、プロパー化するデメリットもあるので、県との人材交流を維持すべきと考えている。

「法人における給与制度等のあり方について(資料5 - 4)」

移行時は県制度に準拠することには賛成であるが、静岡県が救急医療待機手当を新設したように、これまでの制度では対応が困難であったものについては、ぜひ導入に向けた検討をして頂きたい。

「法人における勤務時間等のあり方について(資料5 - 5)」

法人移行時に県制度に準拠するという点については異論はないが、法人移行後においては、ワークシェアリングの導入や医師不足の状況下での人材確保など、病院特有の勤務形態や勤務時間のあり方などについても検討して頂きたい。